「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載登録申請についてのご案内

「おきなわ修学旅行ナビ」に体験学習プログラム・施設の情報を掲載するには、下記申請書類に必要事項を記入・押印のうえ、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー(以下 OCVB)への提出が必要となります。以下、掲載までの流れや注意事項、「情報登録利用約款」をご確認のうえ、情報掲載をご検討いただけましたら幸いです。

- 1. 「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載登録申請書類の提出。
 - ①「おきなわ修学旅行ナビ」登録者情報 (様式第1号)
 - ②申請書 (様式第 1 号-1 もしくは 1 号-2)
 - ③サイト掲載素材(文章・写真・イラスト等)に関する利用許諾同意書(様式第2号)
 - ④「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載登録 重要事項確認書(様式第3号)

上記①~④をメールにて提出後、原本をご郵送下さい。

【申請書送付先】

(一財)沖縄観光コンベンションビューロー

おきなわ修学旅行ナビ 情報掲載申込書係

住所: 〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター2 階

E-mail: shuryo@ocvb.or.jp

- 2. 申請書類確認後、おきなわ修学旅行ナビ担当にて、情報ページを作成・公開。
- 3. 作成した情報ページ内容を申請者にて確認。
- 4. 修正事項がある場合、OCVB へ申請。
- 5. 掲載内容の変更等がある場合随時申告。

「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載利用約款

(適用)

第1条 この約款は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、OCVB という。)が、沖縄修学旅行を実施・検討する旅行会社や教職員に提供する旅行会社や教職員のための修学旅行専門サイト「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載(以下、「本サービス」という。)の利用に関わる一切の関係に適用されます。事業者等は契約の際、本約款の全てに同意しているものとみなします。

(約款の変更)

第2条 OCVB が必要と認めた場合、本サービスの内容及び本約款は、事業者の許諾なく変更できるものとし、変更後はただちに全ての事業者に適用されるものとします。

2 本サービス内容の変更は、OCVB の定める方法に従って、事業者に告知します。

(業務委託)

第3条 OCVB は、本サービスに関する業務の全部、又は一部を第三者に委託できるものとします。

(掲載基準等)

第4条 本サービスに掲載する事業者は、沖縄修学旅行に関連する全ての事業者とし、本約款を承諾の上、「おきなわ修学旅行ナビ」登録者情報(様式第1号)体験学習プログラム登録申請書(様式第1号-1)または施設紹介シート(様式第1号-2)」により本サービスの利用申込み、サイト掲載資材(文章・写真・イラスト等)に関する利用承諾同意書(様式第2号)及び「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載登録重要事項同意書(様式第3号)を提出することによりOCVB が承諾したものとします。

- 2 事業者が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合、OCVB は承諾しないものとします。
- (1) 直近3年以内に沖縄修学旅行受入実績がない事業者
- (2) 申込内容に虚偽があった場合
- (3) その他OCVB が不適当と判断した場合
- 3 OCVB が申込を承諾しないとした場合、OCVB はその理由を開示する義務を負わないものとします。

(利用契約の成立)

第5条 本サービスに情報掲載を希望する事業者は、「おきなわ修学旅行ナビ」登録者情報(様式第1号)体験学習プログラム登録申請書(様式第1号-1)または施設紹介シート(様式第1号-2)」により本サービスの利用申込み、サイト掲載資材(文章・写真・イラスト等)に関する利用承諾同意書(様式第2号)及び「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載登録重要事項同意書(様式第3号)の提出により本サービスの利用を申し込むものとします。

2 OCVB は、利用申込を受けた場合は内容等を事前審査し、問題がないと判断した場合はWEB上への掲載を持って利用契約が成立したものとみなします。

(利用契約の委譲、譲渡)

第6条 事業者は、本サービスの利用契約を、第三者に委譲、譲渡することはできません。ただし、合併・会社分割・営業譲渡等の組織変更により、事業者の事業が継承される主体が変更される場合は、当該組織変更の存在を証する書面(契約書、取締役会議事録等)を添付の上、登録情報変更手続きを行うことで、組織変更後も引き続き本サービスを利用することができるものとします。

(登録情報の変更)

第7条 氏名、商号、住所など、事業者が契約時に登録した情報に何らかの変更がある場合は、各変更届(「おきなわ修学旅行ナビ情報掲載申請書変更届(様式第4号))により、情報変更手続きを行うものとします。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、本サービスが沖縄県の修学旅行に関する情報提供を目的として運営されていることを理解し、これに寄与する利用を行うものとします。

(利用契約期間)

第9条 本サービスの利用契約期間は、無期限とします。

(掲載期間)

第10条 登録した体験学習プログラム・施設情報の掲載期間は、無期限とし、掲載内容に変更が生じた場合は速やかに体験学習プログラム登録申請書変更届(様式第 4 号-1)または、施設紹介シート変更届(様式第 4 号-2)により情報変更手続きを行うこととします。情報の変更に伴う変更手続きの申請が確認できない場合は、情報を非掲載とさせていただく場合がございます。

(利用契約の解除)

第11条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知なしに利用契約の全部又は一部を、解除することができます。

- (1) 事業者が申込にあたって虚偽の申請をしたことが判明したとき
- (2) 事業者が本約款に違反したとき
- (3) 事業者がOCVB の電気通信設備に支障を及ぼし、又はそのおそれがあるなど、OCVB の業務の遂行に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 事業者が情報更新の必要があるにもかかわらず長期間にわたり変更手続きを行わない場合
- (5) その他、前各号に準ずる事情があるとき
- 2 事業者は、契約を終了させたいと考える日の1ヶ月前にOCVB に対し通知することにより、利用契約を終了させることができます。
- 3 一旦契約を解除するとこれを取り消すことはできませんが、本約款に従い再び本サービスの利用申請を行うことができるものとします。この場合、事業者が以前に登録した情報は、復活することはありません。

(掲載情報)

第12 条 事業者は、OCVBが定める登録申請書に基づき、「おきなわ修学旅行ナビ」に体験学習プログラムまたは施設情報を掲載するものとします。

- 2 事業者は、サイト掲載 素材(文章・写真・イラスト等)に関する利用許諾同意書(様式第2号)により、「おきなわ修学旅行ナビ」に掲載する情報に含まれる著作物の著作者から当該著作物の利用について必要な許諾を得ている旨、OCVB に対し保障するものとします。
- 3 OCVB は、事業者に許可を得ることなく、本サービスに基づく「おきなわ修学旅行ナビ」上の情報を保存、管理、分析及びこれに基づく調査、第三者への情報開示を行うことができるものとします。
- 4 OCVB は、本サービスが終了した場合、事業者に通知せず、本サービスに基づいて作成された情報を全て消去でき、これによる利用者の損害、又は不利益についてOCVB は一切責任を負わないものとします。

(本サービス提供の一時停止)

第13条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、事業者に対する本サービス提供の全て、又は一部を、事前の通知なしに停止することがあります。

- (1) 事業者が、本約款に違反したとき
- (2) 本サービス利用申込の記入事項に、虚偽・不適切な記載などが認められた場合
- (3) 事業者が、本サービス利用者として不適切であると、OCVB が判断したとき
- (4) 事業者が、OCVB、おきなわ修学旅行ナビ又は他の利用者などに対して、その業務、システム及び 本サービスの利用に何らかの支障を発生させる場合、及び、その疑いが認められたとき
- (5)OCVB が、本サービスの継続が困難であると判断したとき
- (6)前各号に準ずる事情があるとき

(本サービス提供の一時中断、及び終了)

第14条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対するサービス提供の全て又は 一部を、事前の通知なしに中断することがあります。

- (1) 本サービスを実施するために必要なシステム及び電気設備等(以下、「本システム」という。)の定期的なメンテナンスを行う場合
- (2) 本システムに、何らかの不具合が発生した場合、及びその回避のためのメンテナンスが必要な場合
- (3) 本システムに、第三者の介入や、犯罪行為等の形跡が認められたとき、及びその回避のためのメンテナンス、調査等を行う場合
- (4) 何らかの法的措置又は法的根拠に基づいて、サービスの停止を求められた場合
- (5) 前各号に準ずる事情があるとき
- 2 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対するサービス提供の全て、又は一部を、事前の通知なしに終了することがあります。
- (1) OCVB が、何らかの事情で本サービスの継続が困難と判断した場合
- (2) 前各号に準ずる事情があるとき

(個人情報)

第15条 OCVB は「プライバシーポリシー」を別に定め、これに従って個人情報を取り扱います。

(禁止事項)

第16条 事業者は、本サービスを利用するに際して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 日本国法令、本約款、諸規定に違反する行為
- (2) 第三者の財産権、著作権、肖像権、プライバシーの侵害を行う行為
- (3) 沖縄県、OCVB、他の利用者及び第三者を誹謗中傷する行為、及び不利益を生じさせる行為
- (4) 沖縄県の観光産業、教育旅行関係業に損害、もしくは不利益を生じる行為
- (5) OCVB 及びOCVB から業務を受託した者が、中止を求めた行為
- (6) 前各号に準ずる行為

(免責)

第17条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスの利用によって、利用者及び第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被った場合
- (2) 事業者の作成した情報や行為によって、他の利用者、第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被り、又は事業者間、利用者と第三者との間で、何らかの紛争が生じた場合
- 2 OCVB は、おきなわ修学旅行ナビの情報の品質についてその向上に努めますが、情報の正確さ、完全性、有用性、システムの安定稼動などについて何ら保証するものではなく、一切の責任を負いません。 3 OCVB は、何らかの法的根拠に基づき、情報の開示、サービス及びシステムの一時中断、停止等を求められた場合、その命令に従うものとします。これによって事業者が何らかの損害、不利益を生じた場合、その責任は一切負いません。
- 4 OCVB は、掲載情報のバックアップの義務を負いません。事由の如何に関わらず、本サービス上の事業者のデータの消失、誤作動による削除について、一切の責任を負わないとともに、データの復元の義務を負いません。

(準拠法)

第18条 本約款、及び諸規定は、日本法に準拠します。

(管轄裁判所)

第19条 本約款、及び諸規定に関して生じた紛争については、OCVB の所在地を管轄する裁判所を、 第一審の専属管轄裁判所とします。 「おきなわ修学旅行ナビ」における体験学習プログラム・施設紹介用の素材

文章・写真・イラスト等に関する著作権等のご案内

「おきなわ修学旅行ナビ」では、沖縄県へ修学旅行を実施・検討されている教育関係者、旅行会社向けに沖縄修学旅行に関連する体験学習プログラムや施設の情報などを登録・公開できるサービスを提供しております。 こちらの登録ページでは、写真やイラストを 1 枚(必須)~5 枚登録いただいて掲載します。

体験学習プログラムの様子や施設の外観、室内の様子、料理、アクティビティの様子などが分かる 写真を掲載することで閲覧者に雰囲気や魅力が伝わりやすく、より効果的な宣伝が期待できますのでぜ ひご活用ください。





但し、ご提供頂く、文章や写真、イラスト等の掲載に際しては、以下の点にご注意ください。

- ① 体験学習プログラム・施設をご紹介するため、外部に写真やイラスト等の撮影、作成を委託した場合、著作権は委託した側(店舗・施設)ではなく、撮影者や画家、イラストレーター等に帰属します。 そのため、ご提供頂く写真やイラスト等については、委託先(著作権者)に同意を得たうえで、OCVB にご送付いただくようお願いします。
- ② 広く公開しているホームページの性格上、OCVB に学校や企業、個人の方から文章や写真、イラストなどの使用について問合せがございます。 OCVB では、どのように使用(二次使用)するか聞き取りを行い、OCVB が認めた場合に限り、第三者へ文章や写真、イラスト等を無償提供する場合がございます。 例えば、旅行社から旅行パンフレットを作成する為、掲載情報や写真などを使用したいという問合せが OCVB にあった場合、使用を許可する場合があります。 二次使用につきましては、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。 (※ここで言う二次使用とは、おきなわ修学旅行ナビに掲載頂いた情報を見た第三者がその所有するホームページやパンフレットなどにて文章や写真を使用することを言います。)